

香芝市告示第 2 4 号

香芝市農業委員候補者の決定に関する要綱を次のように定める。

令和 7 年 1 月 3 1 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市農業委員候補者の決定に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号。以下「法」という。）第 8 条及び第 9 条、香芝市農業委員会の委員の選任に関する規則（平成 2 8 年規則第 4 2 号）第 7 条並びに香芝市農業委員候補者評価委員会設置要綱（令和 7 年告示第 2 3 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、香芝市農業委員候補者評価委員会が香芝市農業委員会の委員の候補者の決定を行うに当たり、その過程の公正性及び透明性を確保するため、決定の方法について定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 香芝市農業委員候補者評価委員会は、香芝市農業委員会の委員の選任に関する規則第 4 条に規定する香芝市農業委員会委員候補者推薦書により推薦された者又は同規則第 5 条に規定する香芝市農業委員会委員候補者応募申込書を提出した者（以下これらを「申込者等」という。）の評価について、次に掲げる手順により行うものとする。ただし、申込者等の数が香芝市農業委員会の委員の募集の数以下である場合は、第 2 号に規定する採点を行わない。

(1) 提出された香芝市農業委員会の委員の選任に関する規則第 4 条に規定する香芝市農業委員会委員候補者推薦書又は同規則第 5 条に規定する香芝市農業委員会委員候補者応募申込書及びこれらの添付書類（以下これらを「提出書類」という。）から申込者等について、同規則第 3 条に規定する資格を満たすことを確認する。

(2) 提出書類の記述内容を基に、別表により採点する。

(候補者の決定)

第 3 条 前条の規定により採点された合計点数の高い申込者等から候補者とする。

2 前項の場合において、候補者を決定するに当たり合計点数が同じ申込者等が 2 人以上あるときは、出席した委員の過半数をもって候補者を決し、同数のときは委員長が決する。この場合において、委員長が必要と認めるときは、候補者に対し面接を行い、当該面接の結果により候補者を評価する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

評価項目	配点	評価の観点		採点
法第8条第1項 関係 農業委員としての 識見・業務遂 行能力	35	職務への理解	している	5
			ややしている	3
			していない	0
		推薦理由、応募理由の明 確性	明確である	5
			やや明確である	3
			明確でない	0
		委員活動への熱意、意 欲、積極性	ある	5
			ややある	3
			ない	0
		社会規範遵守、公平性、 公共性	期待できる	5
			やや期待できる	3
			期待できない	0
		地域農業への精通	している	5
			ややしている	3
			していない	0
		農業委員、農協・農 業共済・土地改良区等の 農業関連団体の役職員、 公務員等の農業行政にお ける経験（従事年数）	10年以上	10
			5年以上10年未満	8
			2年以上5年未満	6
			2年未満	0
法第9条第1項 関係 推薦・応募の状 況	15	農事実行組合、水利組合等の農業者が組織す る団体からの推薦		15
		農協、農業共済、土地改良区等の法的根拠が ある団体からの推薦		10
		上記以外の団体からの推薦		5
		農業者等（個人）からの推薦		5
		自ら応募		5
法第8条第5項 関係 農業者区分	10	認定農業者		10
		農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26 年農林省令第23号）第2条第1項に掲げる者		5
法第8条第6項 関係	10	非農家		10

中立者の登用				
法第 8 条第 7 項 関係 年齢、性別等の 著しい偏りの防 止	30	年齢	50歳未満	15
			50歳以上65歳未満	10
			65歳以上75歳未満	5
			75歳以上	3
		性別	少ない比率の性別	15